

# 令和2年厚木市農業委員会5月定例総会議事録

日 時 令和2年5月25日 月曜日 午後1時30分から午後2時20分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 堀 池 春 夫(議長)

農業委員

1番 市 川 和 典 2番 松 野 勝

3番 野 口 政 夫 4番 新 藤 悦 子

5番 小 澤 隆 6番 梅 澤 清 子

7番 難 波 博 文 9番 山 川 宏 司

10番 松 前 進 11番 三 橋 澄 夫

12番 早 川 曉(会長職務代理者)

欠席者 8番 井 上 謙 治

事務局出席者 事務局長 専任主幹 副主幹兼農地管理係長  
都市農業支援担当主幹 農地管理係主事

## 議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告9件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告14件)
- 3 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告2件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 5 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について (3件)
- 6 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について (2件)
- 7 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について (3件)
- 8 議案第25号 新規就農者の認定について (1件)
- 9 議案第26号 農用地利用集積計画の決定について (31件)
- 10 議案第27号 農用地利用配分計画案の作成に係る意見について (2件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

8番の井上委員から欠席の届が出ております。

これより、令和元年厚木市農業委員会5月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

<議長>

それでは、5番の小澤隆委員と6番の梅澤清子委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告申し上げます。

今回報告する対象は、4月11日から5月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を精査いたしましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理し、受理通知書を交付いたしましたものでございます。

それでは、農地法第4条及び第5条の処理状況について、総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、合計で6件、6筆、面積は1,932.16平方メートルでございます。

法第5条につきましては、合計で3件、3筆、面積は1,043平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、9件、9筆、面積は2,975.16平方メートルでございます。

届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

〔質疑なし〕

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。

相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、4月11日から5月11日までに受け付けしたもので、それぞれ届出内容を審査いたしましたところ、適法と認められましたことから、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御報告いたします。

被相続人は8人、農地の所有権を取得された相続人は14人、筆数は62筆、面積は39,642.53平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。御報告する案件は2件です。

1番でございます。証明願提出者は酒井にお住まいのAさん、対象地は酒井字上反町1筆、地目は畑、面積は585平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和42年頃及び同57年頃に敷地の一部に農業用倉庫が建築されたもので、現在まで倉庫敷地として利用されているものです。

今般、当該敷地に農業用施設を新築するに当たり、農地以外に利用されてしまっている当該地を令和2年3月27日付けで分筆し、証明願が提出されたものです。

平成22年撮影の航空写真で明らかに倉庫敷地として利用されていることが確認できることから、これまでの経過を踏まえ、4月24日に堀池会長立ち会いのもと現地調査を実施しました。

その結果、農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当せず、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、4月28日付けで非農地証明を交付したものでございます。

2番でございます。証明願提出者は中荻野にお住まいのBさん、対象地は中荻野字山王下1筆、地目は畑、面積は102平方メートルです。

当該土地につきましては、昭和56年に近隣住民からの駐車場として貸してほしい旨の要望を受けたことから、転圧・整地により造成され、以降、駐車場として利用され現在に至っているものです。

平成20年撮影の航空写真で明らかに駐車場として利用されていることが確認できることから、これまでの経過を踏まえ、証明願添付資料により野口委員及び難波委員による確認を依頼したところ、5月7日に農地法第2条第1項に規定する農地及び採草放牧地のいずれにも該当しないと判断した旨の回答を得たものです。

この結果、農地法の適用を受けない土地に関する運用指針第2の要件を満たすことから、5月11日付けで非農地証明を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

事務局の報告が終わりましたが、現地を確認されました委員から補足説明がありましたらお願いします。

[補足説明なし]

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<副主幹兼農地管理係長>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。御報告する案件は1件です。

証明願提出者は、山際にお住いのCさんです。

令和元年9月26日、証明願提出者の父が亡くなったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は山際字中神6筆、地目は田、合計面積は5,133平方メートルの内4,998平方メートルです。

本証明願を受け、書類審査及び本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、また、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、5月11日付けで証明書を交付したものでございます。

以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<専任主幹>

ただいま議題となりました、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は3件です。

1番でございます。対象となる農地の所在地は愛名宇山1筆、地目は畑、面積は779平方メートルでございます。

渡人は愛名にお住まいのDさん、受人は愛甲東1丁目にお住まいのEさんです。

本申請は、経営規模拡大のための売買による所有権移転で、果樹の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人及び妻の2人です。

2番でございます。対象となる農地の所在地は上荻野字上之原1筆、地目は畑、面積は575平方メートルでございます。

渡人は緑ヶ丘5丁目にお住まいのFさん、受人は上荻野にお住まいのGさんです。

本申請は、耕作上の利便を図るための売買による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機及び草刈機等。労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

3番でございます。対象となる農地の所在地は下津古久字竹屋敷2筆、地目は田及び畑、合計面積は842平方メートルでございます。

渡人は下津古久にお住まいのHさん、受人は同所にお住まいのIさんです。

本申請は、農業経営の安定を図るための世帯内贈与による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機及びコンバイン等。労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

1番から3番までの全てにおいて、農地法に規定する農作業常時従事要件及び下限面積の基準を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請の説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

<難波委員>

2番についてですが、耕作上の利便を図るためということですが、具体的にはどういうことでしょうか。

<専任主幹>

申請地西側すぐに受人の自宅がありますことから、通作耕作距離が極端に短くなります。

<難波委員>

分かりました。

当該地を確認しましたが、南側から高低差が大きくあり、農業機械の進入路が見当たりませんでした。また、隣地は竹林となっております。営農について留意していただきたいと思います。

<専任主幹>

承知しました。受人に申し伝えます。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程5、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請」については、許可することに決しました。

<議長>

次に、日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。対象となる農地の所在は三田南三丁目1筆、地目は畑、面積は851平方メートルの内434平方メートルです。

申請人は、温水西2丁目にお住まいのJさん及び同所にお住まいのKさんです。

本申請は、資材置場及び駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、飯山に本店を置き、建築工事業を営む有限会社Lから、事業拡張により、現在使用している倉庫及び駐車場が手狭となったことから、事業所に近く、国道246号、国道129号及び小田原厚木道路にアクセスしやすい当該土地を貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側及び北側は駐車場、西側は宅地、南側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地し、砂利敷する計画となっております。また、隣接地等への被害防除措置として、東側及び南側については高さ10センチメートルから20センチメートルの既存H鋼を、西側は高さ60センチメートルの既存ブロックを利用し、北側は出入口を除き、高さ1メートルの単管柵を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内浸透処理する計画となっております。

なお、当該地は道路に接しておりませんが、既に転用済みである北側部分を進入路として利用する計画となっております。

農地区分は市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。対象となる農地の所在は船子字長ケ町1筆、地目は田、面積は148平方メートルです。

申請人は、船子にお住まいのMさんです。

本申請は、駐車場設置のための転用許可申請です。

申請人は、長谷に本店を置き、一般貨物運送業を営む株式会社Nから、事業拡張により、倉庫作業員用の駐車場が必要になったことから、事業所に近い申請地を貸してほしい旨の要望を受け、今回許可申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び北側は駐車場、南側は水路に接しております。土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地し砕石敷にした上で、車両6台分の駐車場とする計画となっております。

隣接地等への被害防除措置として、西側は高さ30センチメートルの既存ブロックフェンスを、南側は高さ30センチメートルの既存コンクリートブロックを、北側は高さ1メートルの既存単管パイプを利用する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は、申請地の西側が市街化区域となっており、そこから事業用地を挟み連たんし、かつ周辺農地の広がり下限面積以下の第3種農地です。

農地法第4条第6項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<松前委員>

1番ですが、近辺はせまい道路が大変多くなっております。トラック等の出入りには十分に留意していただきたいと思います。

<農地管理係主事>

代理人に確認したところ、利用する車は1.5トン。頻繁に利用するものではないということです。併せて、松前委員の意見についても申し伝えさせていただきます。

<松前委員>

お願いします。

<議長>

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第23号「農地法第4条の規定による許可申請」については、許可相当をもって県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明申し上げます。お諮りする案件は3件でございます。

1番でございます。対象となる農地の所在は三田字前田1筆、地目は畑、面積は264平方メートルです。

受人は三田の有限会社O、渡人は三田にお住まいのPさんです。

本申請は、所有権移転による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は中古自動車販売業を営む法人で、事業が順調なことから現在使用している車両置場が手狭となったため、事業所から近く管理がしやすい当該地を選定し、車両置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側及び北側は水路、南側は資材置場に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を東側に設け、敷地内を転圧・整地した上で砂利敷し、車



両11台分の車両置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、東側については高さ25センチメートルの既存鉄筋コンクリート土留を、南側については高さ30センチメートルの既存ブロックフェンスを利用し、西側及び北側については高さ30センチメートルの土留板及び単管柵を新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

2番でございます。対象となる農地の所在は三田南三丁目1筆、地目は畑、面積は468平方メートルです。

受人は愛川町中津の有限会社Q、渡人は三田南2丁目にお住まいのRさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

受人は土木建築工事業を営む法人で、事業が順調なことから現在使用している資材置場が手狭となったため、現在貸借中の資材置場から近く、必要な面積が確保できる当該地を資材置場として利用するため選定し、今回申請されたものです。

申請地の東側は自治会館、西側は駐車場、南側は畑、北側は道路に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を北側に設け、敷地内を転圧・整地した上で碎石敷し、資材置場として利用しようとするものです。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、周囲を高さ1.8メートルの単管柵及び防災養生養生シートフェンスを新設し、南側については高さ30センチメートルの土留用トタン板を併せて新設する計画となっております。

敷地内の雨水処理につきましては、敷地内自然浸透処理する計画となっております。

農地区分は市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

3番でございます。対象となる農地の所在は上荻野字王子原7筆、地目は畑、合計面積は6,893平方メートルです。

受人は東京都江戸川区東葛西5丁目のS株式会社、渡人は上荻野にお住まいのTさん、Uさん、Vさん、Wさん、Xさん、Yさん、Zさん及びaさんです。

本申請は、所有権移転定による車両置場設置のための転用許可申請です。

受人は、東京都江戸川区東葛西5丁目に本店を置き、貨物自動車運送事業を営む法人で、取引先が神奈川県内へ数多く進出していることから、神奈川県への拠点進出を計画していたところ、取引シェアの40パーセントを占めるb株式会社の隣接地のため利便性がよく、市内の各自動車専用道路のインターチェンジへのアクセスが良い申請地を車両置場として利用するため、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、西側は道路及び宅地、南側は資材置場、北側は畑に接しております。

土地利用計画図によりますと、出入口を西側に透水性アスファルト舗装で設け、敷地内を切土及び盛土をし、平坦にした上で砂利敷し、車両22台分の駐車場として利用しようとする計画となっております。

おります。

隣接地等への被害防除措置として、北側については緑地帯部分に高さ5センチメートルの地先境界ブロックを新設、非緑地帯部分にコンクリートブロック2段から3段積を新設する計画となっております。また、南側については既存コンクリートブロック3段積を利用するほか、地先境界ブロック及び高さ1.2メートルのフェンスを新設、緑地帯を設ける東側については道路よりも低くなっています。また、西側は、道路との境界に地先境界ブロックを新設、住宅敷地との境界にはコンクリートブロック2段から3段積を新設する計画となっております。また、申請地西側に40トンの防火水槽を設置いたします。

敷地内の雨水処理につきましては、雨水浸透柵及び浸透トレンチ管にて敷地内浸透処理する計画となっております。

農地区分は市街化区域から500メートル以内かつ農地の規模が10ヘクタール未満となる第2種農地です。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

なお、本申請の開発区域の面積が500平方メートルを超えておりますので、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、現在手続中となっております。

また、本案件につきましては、2,000平方メートルを超える農地転用許可申請でございますので、厚木市農業委員会事務処理申合せ事項により、令和元年1月10日に役員並びに地元農業委員である野口委員及び難波委員が現地確認を行っております。

さらに、農地転用に係る面積が3,000平方メートルを超える案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構に諮問し、その意見を聴かなければならないと規定されていることから、許可相当と決定された場合、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、当該機構の意見書を添え、県に進達することになります。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は、以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

<小澤委員>

3番ですが、計画によると国道から侵入すると直角の曲道があります。車両22台が進入するということですが、十分な幅は取られていますか。

<農地管理係主事>

昨年6月に申請地南側の転用を行った際、セットバックを行っており、道路幅は十分だと判断いたしました。

<難波委員>

同じく3番についてですが、防火水槽を設置するとのことですが、申請地のどの辺りに設置するのでしょうか。

<農地管理係主事>

申請地西側です。

<議長>

当該申請地の周辺住民の理解は得られているのでしょうか。

<農地管理係主事>

代理人に確認しております。

また、市のまちづくり条例の対象となっておりますので、看板設置をし、近隣住民に周知を行っています。

<議長>

分かりました。

他に質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程7、議案第24号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当とし、今後、神奈川県農業委員会ネットワーク機構に諮問し、当該機構の意見書を添え、県に進達することに決しました。

<議長>

続きまして、日程8、議案第25号「新規就農者の認定」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第25号「新規就農者の認定」について、御説明申し上げます。

申請者は、鳶尾1丁目にお住まいのcさんです。

申請者は、厚木市農業委員会新規就農者認定基準に関する要綱第2条第2項第3号に規定する神奈川県が行う「かながわ農業サポーター制度」において、令和元年11月20日付けで認定証を交付されております。

耕作予定地は中荻野字寺ノ下3筆、地目は畑、合計面積は2,014平方メートルの内1,302.50平方メートルです。

サツマイモ、ジャガイモ、ダイコン等の露地野菜の作付けを予定しております。

申請人の自宅からの通作距離は0.9キロメートル、グリーンセンター等の直売所を販路にし、年間所得目標を50万円に設定しています。

また、農業経営に必要な農機具等を有していることが認められ、同要綱第3条第2項に掲げる認定規準の要件全てを満たしていることが認められます。

新規就農者として認定された場合、この後、議案第26号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案27号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見について」において、当該耕作予定地に係る利用権について御審議いただくものでございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

ただいまの説明について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程8、議案第25号「新規就農者の認定」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程8、議案第25号「新規就農者の認定」については、原案のとおり認定されました。

<議長>

続きまして、日程9、議案第26号「農用地利用集積計画の決定」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました議案第25号「農用地利用集積計画の決定」について、御説明申し上げます。なお、現在、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発せられていることから、会議時間の短縮を図るため、議案の詳細につきましては、説明を省略させていただきます。

お諮りする案件は31件でございます。

利用権設定に係る申出の合計につきましては、31件、67筆、40,139.05平方メートルで、その内新規設定は17件でございます。

権利の種類別の合計につきましては、使用貸借権が27件、59筆、35,755.50平方メートル、賃貸借

権が4件、8筆、4,383.55平方メートルでございます。

地目別の合計につきましては、田が21件、40筆、27,588平方メートル、畑が10件、27筆、12,551.05平方メートルでございます。

利用目的別の件数につきましては、水稲が19件、普通畑が9件、野菜が2件、大豆が1件でございます。

契約期間別の件数につきましては3年間で29件、6年間で1件、10年間で1件でございます。

なお、12番につきましては、農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が中間管理権を取得するため、利用権の申出があったものです。

農地中間管理機構のように、実際に耕作を行わない公的機関に貸し付ける場合であっても、農用地利用集積計画の決定の経緯を経なければならないことから、今回お諮りするもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号に規定する要件を満たしているものでございます。

12番を除く、1番から31番までについて、農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、農魚経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件を満たしているものです。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程9、議案第26号「農用地利用集積計画の決定」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程9、議案第26号「農用地利用集積計画の決定」については、原案のとおり決定されました。

<議長>

次に、日程10、議案第27号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただいま議題となりました日程10、議案第27号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」について、御説明申し上げます。

神奈川県農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業公社が、農地の利用配分を行うため、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づき、厚木市に対し、農用地利用配分計画案の作成を行うよう求めております。

厚木市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり、同法同条第3項の規定に基づき、農業委員会に対し、意見を求めたものでございます。

お諮りする案件は2件でございます。

1番でございます。利用権の設定を受ける者は、鳶尾1丁目にお住まいのcさんです。

権利を設定する農用地は中荻野字寺ノ下3筆、地目は畑、合計面積は2,014平方メートルの内1,302.50平方メートル、権利の種類は賃貸借権でございます。

契約期間は3年間の新規設定、利用目的は普通畑でございます。

2番でございます。利用権の設定を受ける者は、座間市明王にお住まいのdさんです。

権利を設定する農用地は飯山字千代ヶ原1筆、地目は畑、面積は1,983平方メートル、権利の種類は賃貸借権でございます。

契約期間は3年間の更新設定、利用目的は普通畑でございます。

説明は以上でございます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か御質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程10、議案第27号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」については、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声（多数）〕

<議長>

御異議なしと認めます。

よって、日程10、議案第27号「農用地利用配分計画案の作成に係る意見」については、意見なしとして回答することに決定いたしました。

<議長>

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和2年厚木市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

令和2年5月25日

議 長

---

議事録署名人

---

議事録署名人

---